

登 載 依 頼

熊 本 県 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 告 示 第 1 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定に基づき、漁業権免許漁場計画に関する公聴会の開催日時及び開催場所並びに漁場計画の概要を次のとおり告示する。

平成15年8月20日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 馬 場 敬 次

- 1 開催日時 平成15年8月28日午後1時30分から
- 2 開催場所 熊本県庁本館4階401会議室（熊本市水前寺六丁目18番1号）
- 3 漁場計画の概要
 - （1）内水面における第11次漁業権切替に関する漁場計画概要は別表のとおり
 - （2）漁場計画の詳細については、当委員会事務局（県庁漁政課内）において閲覧に供する。
- 4 その他

公聴会において意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、従事する漁業又は職業及び意見の概要を記載した書面を公聴会開催日時までに提出してください。

なお、公述者の代理人として意見を述べようとする者は、代理人であることを証明する書面を準備しておいてください。

別 表

漁場計画番号 内共第1号

1 漁場の位置及び漁場の区域

漁場の位置

熊本県菊池市、菊池郡七城町・大津町・旭志村・泗水町・合志町・西合志町、山鹿市鹿本郡菊鹿町・鹿北町・鹿本町・鹿央町・植木町、玉名市・玉名郡玉東町・菊水町・三加和町及び南関町地先

点の位置

- 甲 熊本県漁場基点有第8号（玉名市大浜町有明開新地海岸堤防北西端から同堤防沿いに南東へ32.75メートルのところ）
- 乙 甲と熊本市熊ノ岳山頂を見通した線から甲を基点として右へ226度37分の線が菊池川右岸堤防と交わるところ
- 丙 乙と甲を見通した線から乙を基点として右へ308度28分の線が菊池川左岸堤防と交わるところ

漁場の区域

第5種共同漁業

菊池川本流 乙と丙を結んだ線から上流の菊池川本流
支流及び小支流等

- 鉾甲川 本流合流点から上流の鉾甲川
- 木護川 鉾甲川合流点から上流の木護川
- なめり川 本流合流点から上流のなめり川
- 生味川 " 生味川
- 杉生川 " 杉生川
- 伊野川 " 伊野川
- 河原川 " 河原川
- 森北川 赤星井手合流点から上流の森北川
- 赤星井手 本流合流点から本流今村堰までの区域
- 甲佐町井手 天神川合流点から本流取水口までの区域
- かまご井手 甲佐町井手取水口から本流合流点までの区域
- 板井井手 本流合流点から上流の三万田堰までの区域
- 橋田井手 本流合流点から上流の橋田堰までの区域
- 加恵井手 本流合流点から上流の加恵堰までの区域
- 迫間川 " 迫間川
- 鳳来川 迫間川合流点から上流の鳳来川
- 中片川 迫間川合流点から上流の中片川
- 小木川 " 小木川
- 雪野川 " 雪野川
- 天神川 " 天神川
- 横田井手 " 迫間川横田堰までの区域
- 辺田井手 " 辺田堰までの区域
- 合志川 本流合流点から上流の合志川
- 二鹿来川 合志川合流点から上流の二鹿来川
- 米井川 " 米井川
- 矢護川 " 矢護川
- 峠川 矢護川合流点から上流の峠川
- 日向川 合志川合流点から上流の日向川
- 塩浸川 " 塩浸川